

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年7月1日時点)

所管局：生活文化スポーツ局

機関名称	地域日本語教育とうきょう推進会議
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	地域日本語教育とうきょう推進会議設置要綱
設置年月日	令和4年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	東京における地域日本語教育の体制づくりを推進するため、都内の地域や在住外国人の実態を踏まえた東京都の地域日本語教育の推進に関する事項等について検討を行う。
委員数	全委員未選任
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunka-suishin/0000001694.html
問い合わせ先	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課 電話番号： 03-5320-7738